

「熊本市第8次総合計画（素案）」に対し意見表明

～自転車損害賠償保険等の普及策について成果指標として提示すべき等意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部熊本損保会（会長：桶本 茂生 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 熊本支店長）では、2023年12月13日付で公表された「熊本市第8次総合計画（素案）」の意見募集に対し、12月28日付で意見表明を行いました。

当該計画は、社会構造の変化や目まぐるしい時代潮流の中においても、熊本市が様々な課題を解決しながら、だれもが明るい未来を展望し、希望を抱くことができる「まちづくり」を行うため、本計画を策定するものです。

熊本損保会では、めざすまちの姿「上質な生活都市」実現に向けて、「市民」、「地域」および「行政」が、それぞれの果たすべき責任や役割を明確にしつつ、まちづくりに取り組むことに賛同したうえで、自転車利活用の推進に関し、条例で自転車運転者に加入が義務付けられている自転車損害賠償保険等の普及策を、基本方針に盛り込むとともに、その工程を成果指標とすること等、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

P6～7 IIめざすまちの姿 IIIまちづくりの基本理念

当該計画の意義と役割に賛同します。特に、⑤時間軸をもったアクションプランおよび⑦隣接市町との協調・連携は同計画の特色と考えており、その他の意義・役割とともに推進いただきたい。

めざすまちの姿「上質な生活都市」を目指すこと。また、「市民」、「地域」および「行政」が、それぞれの果たすべき責任や役割を明確にしつつ、まちづくりに取り組むことに賛同いたします。

III まちづくりの基本理念 抜粋

本市を取り巻く情勢は目まぐるしく移り変わり、様々な課題がありますが、私たちはこれらを克服しながら「上質な生活都市」を実現し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのために、「市民」と「地域」、そして「行政」が、それぞれが果たすべき責任や役割を担いつつ、互いに支え合う成熟した地域社会を基盤としたまちづくりに取り組んでいきます。

P49 Vビジョン 施策3-1 防災・減災の推進

防災・減災の推進については、地震や洪水など実際の被災経験に基づき、網羅的かつハード・ソフトの対策がバランスよく講じられていると考えており、概ね賛同いたします。

P50 Vビジョン 施策3-1 防災・減災の推進

成果指標の「自主防災クラブ結成率」については、基本方針中に、それを匂わす表現はあるものの、具体的に、どの基本方針が同クラブの結成率の増加につながるのかわかりづらいため、明確にしてください。

また、「熊本地震などのこれまでの災害の教訓等について、家庭や地域、学校などにおいて、話したり考えたりしたことのある市民の割合」と「ハザードマップの確認や防災備蓄など、日頃から災害への備えを行っている市民の割合」は、感覚的ではありますが相関性が高いのではないかと思慮いたします。成果指標を設けるのであれば、相関性がない（あるいは低い）指標を設けられたほうが効果的ではないかと考えます。

P53 Vビジョン 施策3-3 総合的な消防・救急体制の強化

消防庁によると、火災報知器の設置効果として、報知器設置の有無により、焼損床面積が5割を超える減少となるなど、住宅用火災報知器の設置・維持管理の促進は火災予防対策の推進の重要な1つの施策と考えており、市の基本方針に賛同いたします。

P54 Vビジョン 施策3-4 交通安全・防犯の推進

(1) 交通安全の推進については、当総合計画に示されているように、啓発活動による交通事故の未然防止も重要と考えます。

その一方、熊本市立地適正化計画（令和3年3月改定版）によると「歩行環境は、幹線道路等の一般県道以上においては歩道設置率が60%以上ですが、生活道路等においては15%と低くなっています。」との課題も掲げられており、市の目指される「上質な生活都市」の実現には、市道における歩行環境（ハード）面の改善も重要と考えます。

P78 Vビジョン 施策7-1 持続可能で魅力的な都市づくり

「(4) 自転車利活用の推進」に賛同いたします。

なお、本市では令和4年10月に「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」を改正し、熊本県条例に重ねて、被害者の経済的救済と加害者の経済的負担軽減のため自転車損害賠償保険等の加入義務、および加入促進の啓発を講じる条例が施行されております。

「自転車利活用の推進」による自転車加害事故から被害者を救済するため、自転車損害賠償保険等の普及策につき、基本方針に盛り込むとともに、その工程を成果指標に提示いただきたい。

P80 Vビジョン 施策7-2 豊かな住生活の実現

「地震対策に関する周知・啓発活動や補助制度による支援などの取組を行い、民間の住宅建築物の耐震化を促します。」に賛同いたします。

なお、熊本市建築物耐震改修促進計画P17にも記載のように「旧耐震基準で建てられた木造建築物の倒壊率は（中略）、新耐震基準で建てられた木造建築物の倒壊率（中略）と比較して顕著に高くなっています」との記載があるように、耐震化により市民の生命を守る効果が大いことは、市民は実体験として認知されているにも関わらず、市が策定した令和2年度末までの住宅の耐震化率95%は未達となっております。（また、民間特定建築物も同様となっております。）

当該率は市民の生命にかかわる重要指標と考えておりますので、本総合計画の成果指標としても採用いただきたい（令和8年度末住宅の耐震化、おおむね解消。民間特定建築物：令和8年度末までに95%）。